平成２３年（フ）第２２７８号
名古屋市西区上名古屋４丁目１番25―506号
上名古屋ハイツ
債務者　佐藤美智子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５６８７号
大阪府門真市大字三ツ島1705番地の５、前住所大阪府門真市速見町５番５―403号
債務者　滝澤　啓三
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７９２号
大阪府門真市大字三ツ島179番地の１
債務者　石川　英行
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８３３号
大阪市旭区高殿５丁目５番21号、前住所大阪市都島区都島中通２丁目３番６号
債務者　野口　康子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８８５号
大阪市平野区喜連東４丁目２番５―309号
債務者　新本　正明
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９５５号
大阪市東住吉区南田辺５丁目29番11号
債務者　中尾　照子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９７２号
大阪市平野区平野西５丁目９番２―608号、前住所和歌山県田辺市上万呂１番地
債務者　辻村　　真
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６００５号
大阪府守口市菊水通３丁目14番６号
債務者　野邉　暁美
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０７９号
大阪市城東区諏訪４丁目17番24―807号
債務者　後藤　卓夫
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１２４号
大阪市平野区長吉出戸４丁目３番５―602号
債務者　石橋　一宏
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２１６号
大阪府寝屋川市葛原２丁目20番９号
債務者　堀田　　繁
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３０３号
大阪府門真市島頭４丁目６番24号
債務者　鍋島　　芳
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３４８号
大阪府高槻市南平台４丁目12番15号
債務者　上杉　智美
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３６９号
大阪府東大阪市俊徳町５丁目９番24号
債務者　野間左緒里
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５５０号
大阪市東淀川区北江口２丁目２番７―501号
債務者　伊藤眞由美
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５６１号
大阪市西成区天神ノ森１丁目12番17号　聖天坂ビル301
債務者　谷　　昌弘
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５８５号
大阪市浪速区久保吉１丁目２番21―205号
債務者　中村いつ代
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６０８号
大阪市都島区大東町１丁目６番10―506号
債務者　昌山茂子こと　朴　　茂子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部